

## 法人指導監査の概要

令和4年8月1日現在

名 称	中井町社会福祉協議会		
所 在 地	中井町比奈窪104-1		
実施年月日	令和元年10月9日	実施区分	実地監査
文 書 指 摘 の 内 容			改 善 状 況
改善を要する事項は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事の選任が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 監事の選任が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 評議員会の決議が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 評議員会を継続して欠席している評議員がいました。</li><li>・ 理事会の決議が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 理事会を継続して欠席している理事がいました。</li><li>・ 役員等の報酬等の額が適正に定められていませんでした。</li><li>・ 理事への権限の委任が適切に行われていませんでした。</li><li>・ 計算書類が適正に作成されていませんでした。</li><li>・ 会計処理が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 注記が適正に作成されていませんでした。</li></ul>			改善済 改善済 改善済 改善済 (令和2年10月20日改善確認) 改善済 改善済 (令和2年10月20日改善確認) 改善済 改善済 (令和3年4月15日改善確認) 改善済 (令和4年8月1日改善確認) 改善済 改善済 (令和2年10月20日改善確認)

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。

改善状況欄に日付の記載が無いものは、令和2年8月31日における情報です。